

令和6年能登半島地震で被災された iDeCo 加入者及び中小事業主に対する
掛金納付の特例措置について

令和6年能登半島地震により被災された iDeCo の加入者及び中小事業主に対し、掛金に係る納付の特例措置が設けられることになりましたのでご案内いたします。

1. 【令和6年能登半島地震の被災者に対する特例措置】

被災された加入者及び中小事業主（中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業に限る）の掛金納付が困難な場合において、掛金納付を一時停止することができることとし、停止期間中の掛金を後日まとめて納付できるようにするもの。

2. 【対象者】

- ・ 富山県又は石川県に住所を有する個人型年金加入者
- ・ 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が富山県又は石川県に住所を有する場合、当該第2号個人型年金加入者
- ・ 富山県又は石川県に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

3. 【対象となる掛金】

- ・ 今回の特例の対象となる掛金は、申出日以降に納付日が到来する加入者掛金又は中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日の前日までに納付するものとされる掛金とします。

お手続きの詳細等は窓口にてお尋ねください。